

かのや

農業委員会 だより

食と農は生命の源である

回 覧

No. 13

平成 30 年 1 月発行
鹿屋市農業委員会事務局
☎ (代表) 0994-43-2111
(直通) 0994-31-1131



【写真】 「ダチョウと一緒に」(鹿屋市高牧町)

発刊に寄せて	1 頁
農業委員会事業紹介	2～4 頁
農業委員会の取り組み	5～6 頁
地域農業を担う農業者たち	7～8 頁
農業委員会からのお知らせ	9 頁
標準賃金・農地賃借料金	10 頁
農業委員地区担当表	11 頁

発刊によせて



鹿屋市農業委員会
会長 木場 夏芳

新年明けましておめでとうございます。

皆様方には、日頃より農業委員会活動につきまして、ご理解ご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、今年8月からは、平成28年4月の「農業委員会法の改正」に基づく、新体制での農業委員会活動となる大きな転換の年です。

新体制では、「農業委員」21名、新たに設けられた「農地利用最適化推進委員」21名の42名体制となり、両委員が一体となって、「農地等の利用の最適化の推進」などの業務により一層取り組んでいくこととなります。

現農業委員の任期は、平成30年7月までですが、農業委員会は農地を守るだけでなく、農業者の良き相談役、また代表として、本市の農業振興のために職務を全うして参りますので、今後もよろしくお願いいたします。

平成30年8月1日から新たな農業委員会体制に変わります。

農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します。

- ・ 農業委員21人の推薦・公募は、3月～4月です。
- ・ 農地利用最適化推進委員21人の推薦・公募は、6月～7月です。

「推薦」と「自らの応募」の2通りの応募方法があります。

応募方法の詳細は、農業委員会事務局（31-1131）へお尋ねください。

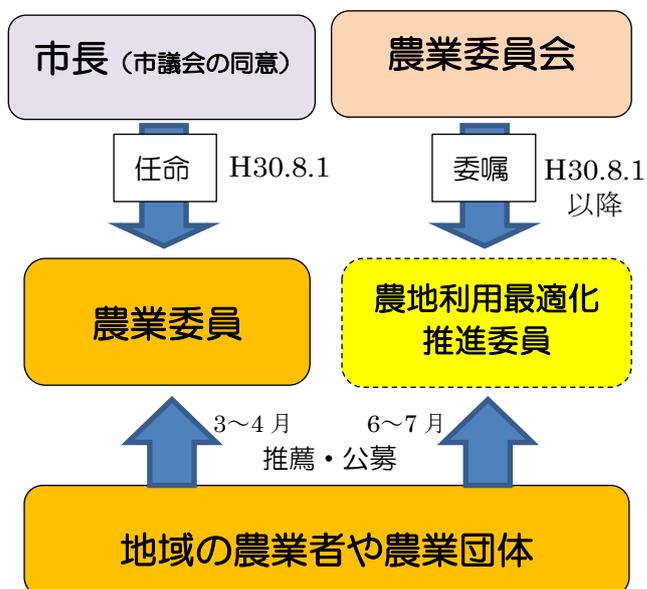
農業委員の選出方法が変わります

- 公選制から推薦・公募に
- 認定農業者を過半に
- 性別や年齢等に著しく偏らないよう配慮

農地利用最適化推進委員が設置されます

- 農業委員会は農業委員とともに地域で活動する推進委員を委嘱します
- 担当する区域ごとの定数を設けています

農業委員、農地最適化推進委員の選任方法

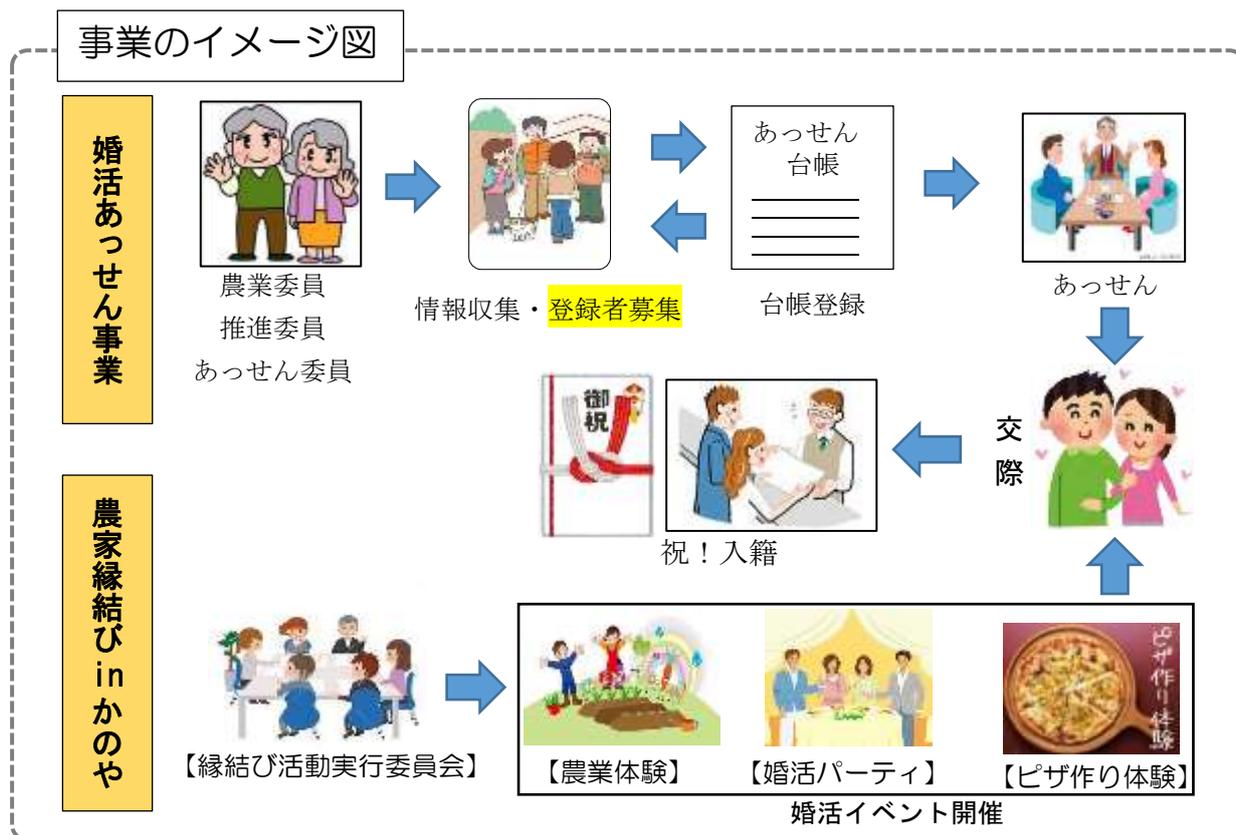


農業委員会事業紹介

農業委員会では優良農地の確保と効率的な利用の促進、次世代の担い手を守り育てるために各種事業に取り組んでいます。

継続事業 農業後継者縁結び応援事業

現代社会における非結婚化、晩婚化が進む中、男女の出会いが少ないと思われる農業後継者の結婚は、ますます困難なものとなっています。農業委員会では、担い手農業者を育成し農業経営の安定を図るために、「婚活あっせん事業」と「縁結び活動」を実施します。



H29年度 農家縁結び in かのや

実施主体 鹿屋市縁結び活動実行委員会
 実施日 平成30年2月10日（土）～11日（日）
 募集人数 男女合計50名

○独身農業後継者で交際相手のいない方は婚活あっせん名簿に登録してみましょう！

(主な要件等)

- ・市内に居住する未婚で交際相手のいない農業後継者
- ・年間150日以上農業に従事する者

○事業を通じて婚姻が成立した場合、お祝い金（1組当たり10万円上限）を支給します。

(主な要件等)

- ・婚活あっせん事業・農家縁結び in かのやを通じて婚姻が成立した場合
- ・婚姻後も配偶者が鹿屋市内に居住すること

助成金交付事業

■ 農用地の有効利用と利用集積を推進するため、一定の要件を満たす対象者には助成金を交付します。

事業名		鹿屋市農用地利用集積促進事業				
対象地域	市内の農振農用地区域内の農地					
対象者	(貸し手) 認定農業者へ農地を貸し出した者, (借り手) 市内に居住の認定農業者					
交付要件	① 農業経営基盤強化促進法に規定する利用権(賃借権)の設定(3年以上)が行われていること ② 1カ所の圃場において、10a以上の面積があること ③ 当該農地が国・県等の助成金等の対象になっていないこと ④ 農地所有適格法人で、その法人の構成員が当該法人に利用権を設定するものでないこと ⑤ 市税の滞納がないこと ⑥ 市が推進する各種農業施策に協力的であると認められること					
助成金の種類	10a当たり	設定期間	新規設定		更新設定	
			貸し手	借り手	貸し手	借り手
		3年以上6年未満	3,000円	2,000円	1,500円	1,000円
	6年以上	6,000円	4,000円	3,000円	2,000円	

事業名		鹿屋市遊休農地解消対策事業			
対象地域	市内の農振農用地区域内の農地				
対象者	市内に居住している農家等で、新たに他人の遊休農地を農地法又は農業経営基盤強化促進法に基づき利用権設定又は所有権移転を行った者				
交付要件	① 市内の土地で、地目が田又は畑であること ② 他人から利用権設定又は所有権移転した遊休農地であること ③ 自作地と接続する不作付農地又は概ね10a以上連続する遊休農地であること ④ 自作地と一体的に整備する場合も可能であること ⑤ 除伐、プラウ耕、ロータリー耕等により耕作可能な農地とすること ⑥ 市税の滞納がないこと				
助成金の種類	10a当たり	助成費限度額	30,000円		
		業者委託	限度額の1/2以内		
		本人整備	限度額の1/3以内		

農業経営の合理化・情報提供活動事業

■ 農業者年金の加入による農業経営の合理化、全国農業新聞購読による農業情報の提供を推進します。

農業者年金は、国民年金に上乗せできる農業者のための公的年金です。

農業者年金加入者累計 13万人に向け加入推進活動中

加入要件 ① 年齢 20 歳から 59 歳 ② 国民年金第 1 号被保険者 ③ 年間 60 日以上農業従事

詳しい内容については、鹿屋市農業委員会事務局または最寄りの J A まで



全国農業新聞は地域農業者の代表機関である農業委員会のネットワークが発行する農業総合専門紙です。「週刊」の時間を生かし、情報がわかりやすいよう解説的にまとめています。また、多くの読者の皆様に満足して頂けるよう、家族全員が楽しめる記事も充実しています。さらに、全国 47 都道府県にある支局の県版・地方版の充実により、地域の元気で特徴ある明るい話題や地域独自のイベント情報などの提供に努めています。

(月 4 回金曜日発行 B3 版 10~14 頁建 購読料: 月 700 円[送料、税込み])

農地中間管理事業を活用しましょう！

～活かそう農地 託そう未来～

公益財団法人鹿児島県地域振興公社

「農地中間管理機構」を通して農地の貸し借りをを行う新たな仕組みが、平成26年度から始まっています。

①農業部門の減少による経営転換、またはリタイアする、②農地を他の方に利用してもらう、③人・農地プランなど地域の話し合い活動をもとに、地域の農地を機構に預けて新たな利用計画を立てる、などの取組みには「**機構集積協力金**」が交付されます。

規模拡大したい方が円滑に農地を借り受けられるよう、また、皆さんの地域の農地が効率的に活用され、耕作放棄地が発生しないよう、地域の農業の将来について皆さんで考えてみましょう。

機構集積協力金の概要

個人に対する支援

① 経営転換協力金

○ 経営部門を縮小または農業をリタイアするために、自作地を機構を通じて貸し出す場合に交付されます。

〈交付単価〉	(0.5ha以下)	30万円以内/戸
	(0.5ha超2.0ha以下)	50万円以内/戸
	(2.0ha超)	70万円以内/戸

② 耕作者集積協力金

○ 自作地を機構を通じて貸し出す場合に交付されます。

〈交付単価〉 10a当たり5千円以内

(現在、借入地である場合は、利用権を有している者(耕作者)に交付)

※①、②は機構を通した**10年以上**の賃借契約が結ばれることが必要です。

地域に対する支援

③ 地域集積協力金

○ 一定地域内の農地を通じて貸し出す場合に交付されます。

〈交付単価〉 ※表()内は新たな担い手への貸借とならない場合の単価

機構への貸付割合	単価
2割超5割以下	1.0(0.5)万円以内/10a
5割超8割以下	1.4(0.7)万円以内/10a
8割超～	1.8(0.9)万円以内/10a

(注) 上記、②耕作者集積協力金、③地域集積協力金の単価は平成30年度までの単価です。

こんなメリットもあります！

- 複数の所有者から借りた場合でも、賃借料の支払いは機構がまとめて行います。
- 賃借料の支払いは口座振替ですので、時間も費用もかかりません。



詳しい内容は、公益財団法人鹿児島県地域振興公社のホームページ「農地中間管理機構」をご覧ください。

- 鹿児島県農地中間管理機構(公益財団法人鹿児島県地域振興公社)(電話)099-223-0223
- 鹿児島県農政部農村振興課(電話)099-286-3105
- 大隅地域振興局農政普及課(電話)0994-52-2142
- 鹿屋市農林水産課(かのやアグリ起業ファーム推進室)(電話)0994-31-1183
- あるいは 鹿屋市農業委員会(電話)0994-31-1131

行動する農業委員会の取り組み



農業委員会総会の開催

農業委員会では毎月1回、農地法に基づく農地の売買賃借の許可申請の可否の審議・決定、農地転用許可申請に対する意見の決定、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定を行います。

農地利用状況・荒廃農地調査の実施 ～遊休農地の発生防止・解消への取組～

7月から9月にかけて、農地法に基づき、管内農地の利用状況調査を実施しました。調査結果に基づき、荒廃農地の所有者等には農地の利用意向調査を実施しています。

先進地研修視察

～資質向上への取組～

10月24日・25日、熊本県熊本市を農業委員23人が訪問し、熊本市農業委員会の農業委員会法改正による農業委員・推進委員制度、役割などについて、意見交換を行いました。

また、秋津野土地改良区では、熊本地震において被害のあった農地の整備について、意見交換を行いました。

先進地の取組状況や収集した情報を生かして、本市農業の発展のために取り組んでいきます。



農業委員永年勤続表彰

農業委員として地域農業振興のために永年にわたって、功績のあった農業委員に、永年勤続表彰状が贈られました。

鹿児島県知事表彰（継続 30 年以上）

福元 利夫委員

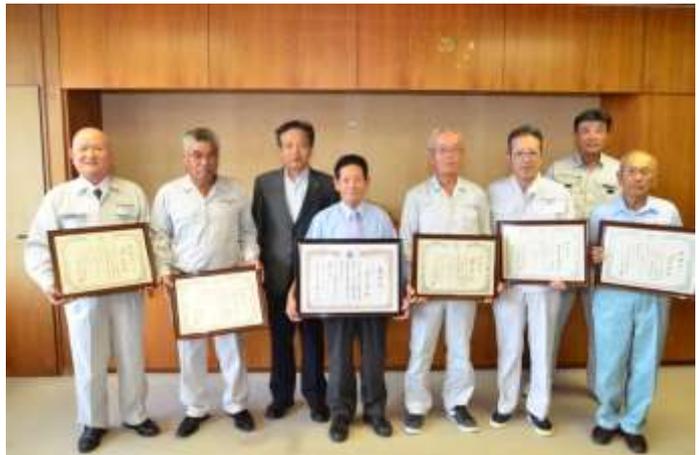
鹿児島県農業会議会長表彰（継続 15 年以上）

木場 夏芳会長・木下 和明 委員

榎原 辰夫委員・仮屋 蘭 俊郎委員

鹿児島県農業会議会長感謝状

道免 勇（元委員）



木下委員 中西市長 榎原委員 福元副会長
木場会長 福元委員 仮屋蘭委員 道免元委員

農業委員永年勤続表彰

農業委員として地域農業振興のために永年にわたって、功績のあった農業委員に、永年勤続表彰状が贈られました。

大隅地区農業委員等永年勤続表彰

（継続 10 年以上）

山下 繁 委員・山中 建夫委員

中塩屋 均委員・倉田 雪男委員

上之原 昇委員・福元 康光副会長



倉田委員 山中委員 中塩屋委員
上之原委員 山下委員 福元副会長

農業委員会相談コーナー開設

市内4地区で秋まつりが開催され、多くの来場者で賑わいました。農業委員会では、農地相談コーナーを開設して農地相談や農業者年金の加入推進、全国農業新聞の普及拡大に取り組みました。



星のふるさと輝北まつり（11/12）



美里あいら農業祭（11/12）



鹿屋市農業まつり（11/23）



くしら黒土祭り（11/23）

地域農業を担う農業者たち

夢を持ち農業に打ち込む経営者の皆さんを編集委員が取材しました。

鹿屋地区

谷村喜崇さん（36歳）はネギ、ニラなど約16haを栽培する農家。

鹿屋農業高校を卒業後、大学に進み、卒業後は、実家の家業である、農家に就農。平成19年に、留美子さん（36歳）との結婚を機に独立経営しました。

農業を始めて嬉しかったことや、苦労、目標について尋ねると「初めて苗が発育し、収穫した時が嬉しかった。難しいところは、天候により収穫が左右されること。目標は、現在技能実習生として、国外の生徒4名を受け入れ、農業のノウハウ、技術、経営力を伝授しているが、安心安全な食を世界の人々に提供できればと考えている。」と、熱く抱負を話してくれました。



【取材・写真】農業委員 西ノ原 敏男（鹿屋地区）

輝北地区



輝北町市成で肉用牛繁殖経営を営む尾脇拓真さん（27歳）です。就農して3年目の拓真さんですが、元々両親が肉用牛繁殖農家であり、手伝いをしているうちに始めたのがきっかけです。

現在では、自身の母牛も35頭になり両親と合わせて70頭もの繁殖牛と子牛の世話をしています。両親は他に3万羽のブロイラーも飼育しており、やがては牛の繁殖は「拓真に任せたい。」と話してくれました。そういった中で苦労や楽しみを尋ねると「色々ありますが、特に分娩初産の母牛は難産になりやすいため、子牛が無事生まれた時は本当にほっとします。また、町内の輝栄牛会という約18名の若手の肉用牛繁殖農家で組織する会の勉強会や、ゴルフ、飲み会などの中で、相談したり、情報を交換することで自分自身のモチベーションも広がり大変助かっています。」と話してくれました。

そんな拓真さんですが、去年子供さんも生まれたとのこと。これからも健康に注意して家族で頑張ってください。エールを送ります。

【取材・写真】農業委員 有村 隆（輝北地区）



ブルーベリー園にて（向日葵ちゃん・慎之介くんと）

串良町有里で、契約の焼酎・澱粉用さつまいもと露地野菜を栽培している和田正浩・みちよさん夫妻です。正浩さんは、父親が緑化樹の生産を行っていたため、高校卒業後造園学校や花木生産農家の下で技術を取得し、父親の手伝いを始めたが、徐々に洋木や庭園樹の需要が減少。

両親との話し合いの結果、経営内容の変更を決意し、現在の経営に至っています。

妻のみちよさんは、福祉関係の仕事に携わっていましたが、結婚し子育てと農

作業をこなしています。結婚までは、農業の経験はなく、やっていけるか不安もありましたが、今では農作業にも慣れ、何よりも作物を育て収穫する喜びは、ほかの職業では味わえずまた、一生懸命取り組めばそれだけの見返りが約束される職業だと話してくれました。

正浩さんは、現在両親と経営を分離し、労働面では共同作業を行っていますが、規模拡大を図るには、労働力不足の課題があるので、更なる機械化と研修生の活用による雇用の改善を図っていききたいとのこと。

仕事と焼酎をこよなく愛する正浩君、しっかり者でそれとなく家族を支えるみちよさん、今後も共に助け合って頑張してほしい。

【取材・写真】農業委員 新村 良廣（串良地区）

中原誠さん（34歳）は、生産牛として、母牛60頭、子牛40頭を飼育しています。

高校卒業後、専門学校を卒業し、吾平町の農協に就職しましたが、平成15年に親が肥育をしていたこと、また同じ農協で勤めていた妻、麻美さんとの結婚を機に、新規就農しました。

農業を始めて良かったことや大変なことについて尋ねてみると、良かったことは、「就農前は、子供たちとの時間が取れなかったが、就農後は、子育てに常に携われるようになった。大変なことは、経験が豊富でないため、牛の病気とかの対応に戸惑う。将来は、現在の倍ぐらいに規模拡大をしていきたい。」と笑顔で答えてくれました。



【取材・写真】農業委員 倉岡 愛子（吾平地区）

農業委員会からのお知らせ

農地法・農業経営基盤強化促進法の許可に関する標準事務処理期間等について

申請種類		許可権者	必要日数	締切日
利用権設定	賃借、使用賃借許可	鹿屋市長	概ね 23日	毎月3日 (閉庁日の場合は直後の開庁日)
農地法第3条	自己所有農地の売買・贈与・賃借許可	鹿屋市 農業委員会会長		
農地法第4条	自己所有農地の転用許可	鹿児島県知事	概ね 55日	
農地法第5条	自己所有農地以外の転用許可			

農地の利用意向調査にご協力ください 回答期限は平成30年1月31日(水)です

- 平成26年度から農地法の改正により遊休農地対策が強化されました。
- 農業委員会では、管内農地の利用状況を調査し、結果に基づいて遊休農地の所有者等に利用意向調査を実施中です。今後の農地の意向について回答をお願いいたします。
- 優良農地を、ご自分で耕作できない方は農地中間管理機構への貸し出しをご検討ください。

平成28年度から農地中間管理機構に貸し付けた農地の固定資産税が1/2に軽減されます

- 所有する農地のすべて(10a未満の自作地は残せる)を新たに農地中間管理機構に10年以上貸し付けた場合。
- 貸付期間が10年以上15年未満の場合は3年間、15年以上なら5年間、固定資産税が1/2となります。
※ 軽減措置の適用は平成28年度、29年度の2年間です。

平成29年度から遊休農地の課税強化が実施されます

- 農業委員会が農地中間管理機構と協議する旨の勧告を実施した遊休農地は、固定資産税評価額(現行0.55倍)が1.8倍に強化されます。
ただし、次の①から④は勧告の対象となりません。
- ① 農業振興地域外の農地
 - ② 利用意向調査で農地中間管理機構への貸付意向が示された農地
 - ③ 農地中間管理機構の事業規定上、機構が借り受けない農地
 - ④ 農業委員会が農地として再生不可能(非農地)と判断したもの

平成29年度 標準賃金

この標準賃金は、法令や規定によるものでなく、強制力はありません。地域により高いところ、安いところがあると思いますので、この表を参考に雇う人、雇われる人が話し合って契約してください。

区分	種類	単価	備考
賃金	一般賃金(8時間)	5,896円	県最低賃金が、平成29年10月1日から、時間額737円へ改訂(従前時間額715円)
耕賃 (10a当たり)	耕起のみ	5,000円	田
	代かきのみ	7,000円	
	耕起から代かき	14,000円	
	機械田植え	7,000円	
	耕起から田植え	20,000円	畑
	耕起のみ	4,000円	
	深耕(ブラウ)	5,000円	
	プラソイラー	4,000円	
	甘藷のツル切り	4,500円	
水稻	刈取(10a当たり)	6,500円	ヒモ代込み
	脱穀(10a当たり)	7,000円	ハーベスター(ヒモ代込み)
		14,000円	コンバイン(刈取から脱穀まで)
	籾乾燥	1,000円	(バインダー1袋当たり)
その他 (10a当たり)	うねたてのみ	4,500円	
	うねたて、マルチ張り	8,500円	
	うねたて、マルチ張り、土壌消毒同時作業	11,000円	
	掘り取り	15,000円	甘藷・加工用(ハーベスターによる)
		13,000円	甘藷・澱粉用(ハーベスターによる)
		12,000円	馬鈴薯(ハーベスターによる)
		6,000円	甘藷(トラクターによる)
		3,500円	甘藷(耕耘機による)

(面積:10a当り)

平成29年度農地賃借料金

農地の貸し手・借り手において賃借料決定の参考としていただけるよう、農地法及び農業経営基盤強化促進法により、平成28年1月から12月までに締結(公示)された賃借借における実勢賃借料水準について、お知らせします。

区分	地目	内訳	平均額	最高額	最低額	データ数
鹿屋地域	畑	農用地区域内	10,300円	35,500円	2,300円	449件
		農用地区域外	9,400円	15,000円	1,800円	69件
	田(水田)	-	8,700円	19,000円	1,200円	73件
輝北地域	畑	農用地区域内	8,700円	36,100円	800円	66件
		農用地区域外	6,300円	15,000円	1,000円	15件
	田(水田)	-	5,600円	10,000円	600円	18件
串良地域	畑	農用地区域内	10,300円	25,000円	7,000円	261件
		農用地区域外	9,200円	11,700円	3,000円	29件
	田(水田)	-	11,300円	45,700円	3,300円	259件
吾平地域	畑	農用地区域内	8,500円	30,000円	1,900円	108件
		農用地区域外	5,800円	10,000円	2,000円	13件
	田(水田)	-	9,800円	18,000円	3,000円	114件
鹿屋市全体	畑	農用地区域内	10,000円	36,100円	800円	884件
		農用地区域外	8,600円	15,000円	1,000円	126件
	田(水田)	-	10,300円	45,700円	600円	464件

農業委員地区担当表

農地に関することは、お住まいの地域の農業委員にご相談ください。

地区	氏名 電話番号	担当地区	地域	地区	氏名 電話番号	担当地区	地域
鹿屋地区	江並 信義 45-2040	上別府・高隈中央・重田・瀬戸野 谷田・仮屋・柏木・柚木原	高隈	串良地区	新村 良廣 62-3379	花鎌・土持・新中堀・外堀・栢場・更和 共和・共心・更栄・堂園・馬掛	細山田
	寺下 幸弘 43-4833	旭原・札元・寿1~4丁目			田中 次男 62-3086	下之段・生栗須・高松・立小野 平瀬・下中・中野	
	釘田 秀人 41-2076	東原・大堀・黒坂			田村 利秋 62-2301	竹下堀・入部堀・東新堀・矢柄・上矢柄 西新堀・新栄・東新町・西新町・東共心 上辰喰・辰喰・栄・上栄・伊集院・東西	細山田 有里
	武元 悟 43-4583	笠之原	笠野原		山下 繁 63-9001	共栄中・共栄東・共栄西・鳥之巢・平和 塩塚・昭栄・星ヶ丘・共栄東上	有里
	木場 夏芳 44-6208	祓川			泊 義秋 63-6095	下大塚原・上大塚原上・上大塚原下 下甫木・新大塚原・宮之下・中甫木 吹上田・山下・中郷・富ヶ尾中央 星ヶ丘	有里 下小原
	川崎 守 44-1851	上祓川(台地上・大地下)・吉ヶ別府			村山みつ子 63-6387	十三塚・永峯・大迫・県営住宅 中宿・大久保段・中山上・中山下	上小原
	山中 建夫 44-1851	下祓川・西祓川・王子・打馬・大手			本村ヤス子 63-4922	中山原・松崎・城ヶ崎・下方隈・柳谷	
	西ノ原敏男 44-7200	郷之原・今坂・西原・大浦・上谷・新生	西原		野崎 陽一 63-9029	白寒水・大坪・下小原南・下小原北	下小原
	仮屋菌俊郎 46-4636	花岡・鶴羽・花里・根木原・海道 小薄・有武・高牧・古江	花岡		倉田 雪男 63-6658	愛ヶ迫・永和・緑ヶ丘・岡崎上・岡崎西 岡崎東・堅田・鶴亀・江口迫・諏訪下 上之馬場・上之馬場下・和田	岡崎
	中塩屋 均 44-2238	天神・船間・小野原・一里山・白水 古里			上之原 昇 58-6752	大川・永野牧・神野西・神野東 市之渡・横井坂・砂ヶ野 水流・黒羽子・荷掛	神野 鶴峰東
	福元 利夫 43-5297	川西・名貴・田崎			吾平地区委員	木浦・木場・真戸原・金山・立元 上苔野・下苔野・苔野・平前・大牟礼 門前・新地・中福良	鶴峰西 鶴峰中
	畠井 孝二 44-6666	新川・川東・寿5~8丁目・白崎	鹿屋原		萩崎 英珍 58-6823	鏡原・角野・東原・上車田・下車田 船屋敷・永山・筒ヶ迫・平瀬・麓中 麓東・麓西・榕上・榕下	鶴峰東 中央麓
	岡元 茂 48-2123	横山・下堀・野里・上野			倉岡 愛子 58-8187	萩崎・上西目川路・下西目川路・今吉 堀木田・新堀木田・鶯・白坂・石場・西迫	中央西 鶴峰中
	下仮屋勝哉 47-2176	高須・浜田			加覧 悟 58-7530	赤野・寒水・寺ヶ迫・持田・中尾 上町・下町・中町・西横町・上屋敷 宮前・町園・原田・坂下・益田 希望ヶ丘	中央東 中央町
	木下 和明 48-2329	田淵・大始良			福元 康光 58-7140	坂元・川上 名主・池久保・川西中・真角・川北 茶田・樋之口・末次・井神島・論地 原口	中央麓 下名西 下名東
	福岡 卓二 49-2638	飯隈・永野田・萩塚	大始良				
清水 武継 48-2856	星塚・獅子目						
榎原 辰夫 49-2182	南・池園						
輝北地区	新原 晃憲 486-0739	歌丸・白別府・名主段・岳野		吾平地区			
	栗山 タカ 486-0564	諏訪・樽久保・上平房・和泉ヶ野	百引				
	大山 稔 486-0308	一番郷・二番郷・西原・愛宕・本町 堂平・坂宮・風呂段					
	永吉 徳光 486-0618	中平房・下平房・竹下・三原・影吉	平南				
	上野 輝男 485-1536	下方・宮園・上沢津・下沢津 久木野々・徳留	市成				
	障子田 勝 485-1201	仏山・朝倉・八重山・上方・辰喰 上場団地					
有村 隆 485-1856	仮屋・福岡・浮半田・柏木・日新・谷田	高尾					

(平成29年12月1日現在)

事務所	職員数	連絡先
農業委員会 事務局	8人	(代表)0994-43-2111 (直通)0994-31-1131
輝北総合支所 産業建設課	3人 (兼務)	(代表)099-486-1111
串良総合支所 産業建設課	3人 (兼務)	(代表)0994-63-3111 (直通)0994-63-3114
吾平総合支所 産業建設課	3人 (兼務)	(代表)0994-58-7111 (直通)0994-58-7257

編集後記

今回表紙は、鹿屋市高牧町の鹿屋オーストリッチ(代表 安藤 勝利氏)のダチョウ牧場の写真です。
全国的にも珍しい、ダチョウの精肉・卵・加工品・食品等の生産販売を行っており、夢のある事業です。
将来の農業を守り、発展させるよう各分野で農家の皆様と一緒に我々も頑張っていきます。

編集委員(西ノ原敏男・有村隆・新村良廣・倉岡愛子)